

岡崎市外国人高齢者福祉手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在日外国人高齢者及び引揚者に対して外国人高齢者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在日外国人高齢者及び引揚者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人高齢者 日本国籍を有しない者で、大正15年（西暦1926年）4月1日以前に出生した満70歳以上のものをいう。
- (2) 引揚者 日本国籍を有し、昭和56年3月以降に中国残留孤児として引き揚げてきた者及びその配偶者で、最初に入国したときに既に60歳を超えていた公的年金等の受給権を有しない満70歳以上のものをいう。
- (3) 公的年金等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の8に規定する年金たる給付をいう。

(支給要件)

第3条 手当は、市内に居住する外国人高齢者で住民基本台帳法（平成21年法律第77号）の規定による登録を1年以上受け、次の各号のいずれかに該当する者及び引揚者（以下「受給資格者」という。）について、予算の範囲内で支給する。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の規定による法務大臣の特別永住許可を受けている者。
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条の規定による永住することができる者。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給資格者については、手当を支給しない。
- (1) 公的年金等を受給しているとき。
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに掲げられている施設（母子生活支援施設及び通所施設を除く。）に措置されているとき。
 - (3) 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき。
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
 - (5) 岡崎市外国人障がい者福祉手当支給要綱に基づく手当を受給しているとき。

(認定)

第4条 受給資格者は、手当を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

(手当額)

第5条 手当の額は、1人につき月額10,000円とする。

(支給期間及び支払期月)

第6条 手当の支給は、受給資格者が第4条の規定による受給資格の認定（以下「受給資格認定」とい

う。)を受けた日の属する月の翌月から始め、第11条第1項の規定による手当の受給資格を喪失した日又は死亡した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年度8月、12月及び翌年の4月の3期にそれぞれの前月分までを支払う。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、支給すべき事由が消滅したときは、支払期月を繰り上げて支払うことができる。

(認定の申請等)

第7条 受給資格の認定を受けようとする受給資格者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 外国人住民票

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請があったときは、市長は、受給資格の有無について審査し、その結果を様式第2号による外国人高齢者福祉手当資格認定(申請却下)通知書により申請者に送付するものとする。

(支給の停止等)

第8条 市長は、手当を受けている者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 正当な理由がなく、第13条の規定による届出又は必要な書類の提出を怠ったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、手当の支給を受けたとき。

(認定の取消し)

第9条 受給者が正当な理由がなく第13条の規定による届出を2年間しないときは、第4条の認定を取り消すことができる。

(支給停止の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により手当の支給を停止するときは、様式第3号による外国人高齢者福祉手当支給停止通知書によりその旨を当該受給者に送付するものとする。

(受給資格の喪失等)

第11条 受給者が、第3条第1項に掲げる要件を欠くに至ったとき又は同条第2項各号の事由に該当するに至ったときは、当該至った日に受給資格を喪失する。

2 受給者は、前項の規定により受給資格を喪失したに至ったときは、様式第4号による外国人高齢者福祉手当喪失届を提出しなければならない。

3 受給者が死亡したときは、その死亡の日から14日以内に前項に規定する外国人高齢者福祉手当受給資格喪失届を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項の規定により外国人高齢者福祉手当受給資格喪失届の提出を受け、これを確認したときは、様式第5号による外国人高齢者福祉手当受給資格喪失通知書によりその旨を当該受給者(受給者が死亡した場合にあっては、第12条第2項の規定による遺族)に送付するものとする。

(未支給手当の支給)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、まだその者に支給していないもの(以下「未支給手当」という。)があるときは、次に掲げる遺族であって、その者の死亡

当時その者と生計を一にしていた者に未支給手当を支給するものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 未支給手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。

3 第1項の規定により未支給手当を受給しようとする者は、様式第6号による外国人高齢者福祉手当未支給請求書を市長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、未支給手当を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、代表者を選任し、その旨を記載した書類を添付しなければならない。

(現況届)

第13条 受給者は、毎年8月11日から9月10日までの間に、その現況について、様式第7号による現況届を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第14条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8号による外国人高齢者福祉手当受給資格変更届を当該各号のいずれかに該当することとなった日から14日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名（日本名を含む。）又は住所を変更したとき。
- (2) 支払希望金融機関等を変更したとき。

(譲渡等の禁止)

第15条 受給者は、手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(返還命令)

第16条 偽りその他の不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長はその者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の備付)

第17条 市長は、次に掲げる書類を作成し、常に整理しておくものとする。

- (1) 様式第9号による外国人高齢者福祉手当受給資格認定等処理簿
- (2) 様式第10号による外国人高齢者福祉手当受給者台帳

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日において、第3条の規定による受給資格者に該当する者が、平成6年5月31日までに第7条第1項の規定による認定の申請を行い、認定を受けたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、その者に対する手当の支給は、同年4月から始めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。